

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (一般委託)

契約番号：7676

件 名	公共下水道事業会計事務指導助言・消費税申告等業務委託	
履行場所	海老名市勝瀬 1 7 5 番地の 1	
期 間	令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 8 年 8 月 31 日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○複数年契約 ○入札は期間全体の税抜金額	
予定価格	3, 300, 000 円 (税込)	3, 000, 000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 契約締結にあたっての制限等 ○ 前払金額の制限 契約金額の 15%以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りです。) ※前払金の上限金額は 5, 000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 契約保証 契約金額の 30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	一般委託に登録のある者	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第 4 区分	第 1・第 2 区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○公認会計士及び税理士を配置すること。 ○令和 2 年 4 月 1 日以降に契約した、人口 10 万人以上の地方公共団体が発注した公共下水道事業会計事務指導助言業務の履行実績を有すること(元請に限る)。	
	落札数制限	なし	
配置技術者について		本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 (システム添付)		参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> ○「履行実績等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・履行実績を確認できる書類(契約書の写し等)	
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)		開札後、落札候補者は次の書類を F A X で提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。) ○年度別支払金額内訳書 (本概要書添付の内訳書を使用してください。) ○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び 3 ヶ月以上の雇用を確認できる書類 (雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し) ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号 (3 箇所) にマスキング(黒塗り)をして提出してください。	

公共下水道事業会計事務指導助言・消費税申告等業務委託仕様書

(目的)

第1条 公共下水道事業会計事務指導助言・消費税申告等業務委託（以下「本業務」という。）

は、専門的知識を有する公認会計士及び税理士からの指導助言により、公共下水道事業における会計処理及び税務処理等の業務を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(本業務の内容及び方法)

第2条 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 令和8年度予算編成支援

令和6年度の決算状況を踏まえ、令和8年度予算編成における予算経理の方法・各種添付書類の記載内容等についてアドバイスをを行い、令和8年度予算書が適切に作成されていることを確認する。また、予算編成業務にあたり、必要となる作業ツールの提供・説明・使用方法等についてEメール・電話等による指導・助言を行うものとする（提供可能な作業ツールがある場合に限る。）。

(2) 財務分析

令和7年度決算内容について、経年推移及び類似団体や近隣市との比較による財務分析を行い、分析結果について簡易レポートの提出を行う。

(3) 海老名市下水道運営審議会対応支援

審議会の開催にあたり、発注者の要請により審議会資料の作成及び審議会委員への説明等を行う（履行期間内で1回限り）。

(4) 令和7年度決算に向けた経理業務にかかる指導・助言

決算業務にあたり、必要となる作業ツール（補てん財源管理表、キャッシュ・フロー計算書作成シート等）の提供・説明（提供可能な作業ツールがある場合に限る。）及び決算整理仕訳の作成方法等についてEメール・電話等による指導・助言を行うものとする。また、発注者より入手した一連の情報を基礎として、令和7年度決算書が会計面において適切に作成されているかどうかについて確認を行うものとする。

(5) 消費税及び地方消費税確定申告額算出及び同申告書作成提出業務

令和7年度決算における取引内容に係る消費税額の確定から申告書作成に関する事項とし、その内容の詳細は以下のとおりとする。

- ①確定申告書作成に必要な資料リストの作成
- ②適正な申告納付を目的とした資料準備についての打ち合わせ及び発注者が提供する資料の検証
- ③消費税等に係る課税区分集計表の作成
- ④確定申告額の算出
- ⑤確定申告書及び計算過程に関する明細書の作成
- ⑥発注者が算出した消費税計算における補助金等の特定収入の確認

⑦消費税申告書及び納付書の作成

⑧税理士法第 33 条に基づく消費税申告書への署名

⑨その他申告書完成に通常必要となる一連の作業

(6) 日常経理業務等に係る指導・助言

日々の経理処理の中で生じた公営企業会計に関する不明点及び会計全般（税務含む）に関する疑義について、助言を行う。なお、発注者は、質問の都度 E メール、電話等で問い合わせ、受注者は必要な調査、検討を行った上で、E メール、電話等で回答する。

(7) その他地方公営企業会計に関する相談対応及び情報提供

上記（1）から（6）以外の内容で、その他地方公営企業会計に関する相談及び情報提供依頼があれば、対応する。

- 2 前項の業務に係る対応については、原則として、受注者は発注者から受けた質問等に関して、発注者に対して E メール、電話等での回答等を速やかに（1 営業日以内を基本とし、対応が困難な場合には調整するものとする）行い、その内容を記録し、書面（任意様式）にて発注者へ後日提出するものとする。ただし、必要に応じて海老名市役所下水道課事務室内（海老名市勝瀬 1 7 5 番地の 1）での対面による相談形式も可とする。その場合も、その内容を記録し、書面（任意様式）にて発注者へ後日提出するものとする。

（履行場所）

第 3 条 本業務の履行場所は、海老名市勝瀬 1 7 5 番地の 1 とする。

（準拠する法令、規則等）

第 4 条 本業務の実施にあたっては、本業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠し実施するものとする。

- (1) 地方公営企業法、同施行令、同施行規則
- (2) 地方公営企業資産再評価規則
- (3) 地方自治法、同施行令、同施行規則
- (4) 地方財政法、同施行令
- (5) 消費税法、同施行令
- (6) 下水道法、同施行令、同施行規則
- (7) 海老名市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則
- (8) 海老名市公共下水道事業の財務に関する事務決裁の特例を定める規程
- (9) 海老名市下水道条例、同施行規則
- (10) その他の関係法令及び通知、規程規則等

（資格要件）

第 5 条 本業務は、過去 5 年以内に公共下水道事業会計事務指導助言業務の地方公共団体（人口 10 万人以上）での実績を有する監査法人等によるものとする。

（管理者及び担当者等）

第6条 受注者は、業務主任者、管理技術者をもって、秩序正しく本業務を実施させるとともに、本業務の特質を考慮し、地方公営企業会計制度に係る全ての業務については専門的知識と十分な経験を有する公認会計士を配置するものとし、税務処理に係る全ての業務については専門的知識と十分な経験を有する税理士を配置するものとする。

(資料の貸与及び取扱い)

第7条 発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとする。ただし、貸与により難しいものについては、発注者の指定する場所における複写又は閲覧等の便宜の方法により対応するものとする。

2 受注者は、貸与資料の管理取扱いには十分注意し、発注者の許可なく発注者が指定する場所以外に持ち出してはならない。

3 貸与資料は本業務完了後に速やかに返却するものとし、貸与期間中であっても、発注者から返却の要請があった場合は速やかに返却するものとする。

(守秘義務)

第8条 受注者は、本業務の実施に関して知り得た発注者の秘密に属する事項について、これを第三者に漏らしてはならない。

(転用の禁止)

第9条 受注者は、本業務の実施により得た各種情報について、これを発注者の承諾なく第三者に公表、貸与、あるいは無断に使用してはならない。

(委託料の支払)

第10条 発注者は、検査を実施し、受注者が合格した場合、年度別支払金額内訳書で定める委託料を支払うものとする。

(著作権等の取扱)

第11条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 受注者は、成果物を構成する著作物のうち本業務の実施に伴い新たに作成したものについて、発注者に対して著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)を行使しないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 受注者は、受注者の従業員、その他の者(以下「従業員等」という。)に著作者人格権が帰属する場合において、従業員等に著作者人格権を行使させないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合には、この限りではない。

(3) 前2項の規定による受注者の義務については、この契約の終了後も継続するものとする。

(4) 受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに規定する権利を、当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物を構成する著作物で、受注者または第三者(以下「受注者等」という。)が本契約以前から有して

いたか、または受注者等が本業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、受注者等に留保されるものとする。

(5) 本業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いとは別途発注者と受注者の双方で協議して定めるものとする。

(6) 成果物に関し、発注者または受注者が第三者から著作権、特許権その他の知的財産権を侵害したとの理由により請求を受けた場合は、受注者の責任と費用をもって処理するものとする。

(業務履行期間)

第 12 条 本業務の履行期間は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。

(定めのない事項等)

第 13 条 この仕様書に記載されていない事項又はこの仕様書の条項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方で協議して定めるものとする。

以上

令和 7 年度

設 計 書

件名:公共下水道事業会計事務指導助言・消費税申告等業務委託

下水道課

件 名	公共下水道事業会計事務指導助言・消費税申告等業務委託											
履行場所	海老名市勝瀬175番地の1											
設計金額	一 金											円 也
事業内容	公共下水道事業会計事務指導助言・消費税申告等業務 ・ 履行期間 令和7年9月1日から令和8年8月31日まで ・ 業務内容 (1) 令和8年度予算編成支援 (2) 財務分析 (3) 海老名市下水道運営審議会対応支援 (4) 令和7年度決算に向けた経理業務にかかる指導・助言 (5) 消費税及び地方消費税確定申告額算出及び同申告書作成提出業務 (6) 日常経理業務等に係る指導・助言 (7) その他地方公営企業会計に関する相談対応及び情報提供											
備考												

公共下水道事業会計事務指導助言・消費税申告等業務委託						
内 訳 書						
項目	名称・仕様等	数量	単位	単価	金額	摘要
	令和8年度予算編成支援	8	H			R7
	財務分析	9	H			R8
	海老名市下水道運営審議会対応支援	5	H			R8
	令和7年度決算に向けた経理業務にかかる指導・助言	6	H			R8
	消費税及び地方消費税確定申告額算出及び同申告書作成提出業務	12	H			R8
	日常経理業務等に係る指導・助言(令和7年度)	14	H			R7
	日常経理業務等に係る指導・助言(令和8年度)	9	H			R8
	その他地方公営企業会計に関する相談対応及び情報提供(令和7年度)	7	H			R7
	その他地方公営企業会計に関する相談対応及び情報提供(令和8年度)	5	H			R8
小計						
消費税						10%
合計						
備考	【 委託内容 】 (1) 令和8年度予算編成支援 (2) 財務分析 (3) 海老名市下水道運営審議会対応支援 (4) 令和7年度決算に向けた経理業務にかかる指導・助言 (5) 消費税及び地方消費税確定申告額算出及び同申告書作成提出業務 (6) 日常経理業務等に係る指導・助言 (7) その他地方公営企業会計に関する相談対応及び情報提供					

年度別支払金額内訳書

件名	公共下水道事業会計事務指導助言・消費税申告等業務委託
契約金額（総額） ※税込で記載	
履行期間	令和7年9月1日 から 令和8年8月31日 まで

契約金支払内訳書

令和7年度 小計		(税込/円)
----------	--	--------

年 月	支払金額（税込）	備 考
令和7年度分		

※令和7年度上限額： 1,276,000円

年度別支払金額内訳書

件名	公共下水道事業会計事務指導助言・消費税申告等業務委託
契約金額（総額） ※税込で記載	
履行期間	令和7年9月1日 から 令和8年8月31日 まで

契約金支払内訳書

令和8年度 小計		(税込/円)
----------	--	--------

年 月	支払金額（税込）	備 考
令和8年度分		

※令和8年度上限額： 2,024,000円

履行実績等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号)
履行実績等の要件※ 入札案件概要書「その他の 要件」欄コピー	

○履行実績の概要

契約件名		
発注者		
契約金額		
履行期間		
業務内容ほか		
添付書類 ※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	☐ 契約書の写し	枚
	☐	枚
	☐	枚

※実績等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

※条件に該当する箇所を、明示してください。（コメントの付加、マーカー表示など）

担当者様 _____ 連絡先 _____